

高知市庁達第16号

民間資金等の活用による高知市公共施設等の整備等の手法に関する導入検討規程を次のように定める。

平成29年9月25日

高知市長 岡崎 誠也

民間資金等の活用による高知市公共施設等の整備等の手法に関する導入検討規程

(目的)

第1条 この規程は、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、本市の公共施設等の整備等又は運営等の方針を検討するに当たって、公共施設等の整備等又は運営等を民間の資金、経営能力又は技術的能力を活用して行う手法（以下「PPP/PFI手法」という。）の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等又は運営等を行う従来型手法（以下「従来型手法」という。）と比較して検討するための手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に公共施設等を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって本市の地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、上下水道事業管理者、消防長及び教育委員会をいう。
- (2) 公共施設等 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第1項に規定する公共施設等をいう。
- (3) 整備等 建設、製造及び改修並びにこれらに関する企画をいう。
- (4) 運営等 運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいう。
- (5) 優先的検討 本市の公共施設等の整備等又は運営等の方針を検討するに当たって、PPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、従来型手法と比較して検討することをいう。

(対象とする手法)

第3条 優先的検討の対象とするPPP/PFI手法（以下「検討対象手法」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法
- (2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法
- (3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法

(優先的検討の開始時期)

第4条 市長等は、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合に優先的検討を行うものとする。

(対象事業)

第5条 優先的検討の対象とする事業（以下「検討対象事業」という。）は、建築物若しくはプラントに関する事業又は公共施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収を行う当該公共施設等に関する事業であって、次の各号のいずれかの事業規模を満たすものとする。

- (1) 整備等に係る事業費の総額が10億円以上のもの
- (2) 単年度の運営等に係る事業費が1億円以上のもの

2 前項に規定するもののほか、市長等は、民間の提案を求めること等によって市民に対する行政サービスの質の向上及び公的負担の抑制効果等が想定される公共施設等の整備等又は運営等の事業を、検討対象事業とすることができる。

(対象外事業)

第6条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設等の整備等又は運営等の事業は、検討対象事業としない。

- (1) 民間事業者が実施することが法的に制限されているもの

- (2) 災害復旧事業、南海トラフ地震対策事業等の緊急に実施する必要があるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が事業効果の観点等から直ちに着手する必要があると認めるもの
(検討対象手法の選択)

第7条 市長等は、検討対象事業について、次条に規定する簡易な検討又は第9条に規定する詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性及び規模並びに本市における先行事例を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、検討対象手法のうち最も適切な手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

（簡易な検討）

第8条 市長等は、検討対象事業について、所定の評価調書により、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

- (1) 公共施設等の整備等の費用
 - (2) 公共施設等の運営等の費用
 - (3) 民間事業者の適正な利益及び配当
 - (4) 調査に要する費用
 - (5) 資金調達に要する費用
 - (6) 利用料金収入
- 2 前条後段の規定により複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長等は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。
- (1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
 - (2) 類似事例の調査を踏まえた評価

（詳細な検討）

第9条 市長等は、前条の規定により採用手法の導入が適切であると評価された検討対象事業について、専門的な外部コンサルタントを活用する等により、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

（評価を経ずに行う採用手法導入の決定等）

第10条 市長等は、検討対象事業と同種の事例における過去の実績に照らし、採用手法の導入が適切であると認められる場合は、前2条に規定する検討を経ることなく当該採用手法の導入を決定し、又は当該採用手法について第8条に規定する簡易な検討を省略して前条に規定する詳細な検討を行うことができるものとする。

（評価結果の公表）

第11条 市長等は、第8条に規定する簡易な検討又は第9条に規定する詳細な検討の結果、検討対象事業に採用手法を導入することが適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を高知市ホームページ等で公表するものとする。

- (1) 採用手法を導入しないこととした旨
 - (2) 評価の内容
- 2 前項の規定による公表は、入札手続等の公正さを確保するため、検討対象事業に係る入札手続の終了後等の適切な時期に行うものとする。ただし、同項第1号に掲げる事項及び同項第2号に掲げる事項（検討対象事業の予定価格の推測につながらないものに限る。）については、当該検討後速やかに公表するものとする。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年9月25日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日以後に優先的検討を行う公共施設等について適用する。